

あんしん家財保険 みんなのキズナ<生活あんしん総合保険>重要事項説明書

この「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取扱い」は、ご契約内容に関する重要な事項のうち、特にご注意ください、ご確認ください事項を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をよくご理解のうえお申込みください。

なお、この書面は、ご契約内容に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約条項)」をあわせてご覧ください。(Web申込の場合にはダウンロードのうえ、ご確認ください。)

また、被保険者が契約者と異なる場合には、この書面の記載内容を、被保険者の方にもご説明願います。

契約概要

この「契約概要」は、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要となる事項についてわかりやすく記載したものです。

ご確認ください!

この保険は、お住まいの住宅内に収容の家財に対する火災や落雷等の事故および賠償責任に備えたい方のご意向に沿った保険商品です。所有されている家財の金額に応じて、複数の販売プランよりご選択いただける保険商品です。

1. 商品の仕組み

- (1) この商品は、日常生活に伴う次のさまざまなリスクについて対応できる保険商品です。
- 家財の補償条項：火災、落雷、竜巻や台風による風水災、水漏れ、盗難事故等の損害に対する補償
 - 賠償の補償条項：貸主や他人に対する損害賠償責任の補償
- (2) この商品は、ご自身のニーズにあった補償プランを1つご選択いただくシンプルな保険商品です。

2. 保険期間

保険期間は1年または2年です。(原則、契約者から特段の申し出がない場合は、1年または2年ごとに保険契約は更新されます。)

3. 補償の対象となる方(被保険者)

補償の対象となる方(被保険者)は、保険証券等に記載の被保険者(本人)とその配偶者、および保険証券等に記載の住宅戸室に居住する被保険者本人の親族となります。(別居の親族は対象外)

4. 保険の目的物の範囲(家財の補償条項)

保険の目的物に含まれるもの	保険の目的物に含まれないもの
<p>被保険者が所有し、保険証券等に記載の住宅戸室内に収容される家財。 ただし、住宅戸室外にあっても、次に掲げるものは保険の目的物に含まれません。</p> <p>(1)住宅敷地内の駐輪場に置かれ施錠された自転車 (電動アシスト自転車を含みます。)</p> <p>(2)住宅戸室内のエアコンに接続された室外機</p>	<p>次に掲げるものは、保険の目的物に含まれません。</p> <p>(1)建物に取り付けてあるキッチン、浴槽、便器、ガラス戸等 (2)業務用の什器(じゅうぎ)・備品、商品およびこれらに類する物 (3)通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券、その他これらに類する物 (4)証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ、その他これらに類する物 (5)動物および植物等の生物 (6)自動車等およびその付属品</p>

5. 付帯される特約

この保険には、「賠償の補償条項 補償内容変更特約」が付帯されています。

6. 補償内容

1. 家財の補償条項

保険金の種類	保険金を支払う場合(支払事由)	支払う保険金の額
(1)家財保険金 (※1)	①火災、落雷、破裂・爆発 ②風災、ひょう災、雪災 ③給排水管や他の戸室からの漏水、放水等による水濡れ ④台風や豪雨等による洪水、土砂崩れ等の水災 ⑤建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等 ⑥騒じょうおよび集団行動に伴う破壊行為	<p>ア. 修復不可能な場合 同等の物を新たに購入するために必要な金額</p> <p>イ. 修復可能な場合 修理費用(ただし、ア.の額を限度とします。)</p> <p>※1回の事故について、保険証券等に記載の保険金額を支払限度とします。(ただし、⑦の「転居先への運送中における①から⑥の事故」については、1回の事故についての支払限度額を100万円とします。)</p>
	⑦被保険者が転居する際、保険証券等に記載の住宅戸室から転居先の住宅戸室に運送中(※2)において、上記①から⑥までの事故によって保険の目的物である家財について損害が発生した場合 ⑧盗難(警察に被害の届出をしたとき)	<p>保険の目的物ごとに次の額を限度とする損害の額</p> <p>ア. 家財は同等の物を新たに購入するために必要な金額とし、1個または1組10万円を限度</p> <p>イ. 通貨は10万円、預貯金証書は50万円を限度 ただし、1回の事故についての支払限度額は50万円とします。</p>
(2)残存物清掃費用保険金	損害を受けた保険の目的物の残存物の清掃や搬出が必要なとき(家財保険金が支払われた場合)	実費 (家財保険金の5%を限度)
(3)緊急避難費用保険金	損害によって居住が困難となり、宿泊施設を臨時に使用したとき(家財保険金が支払われた場合)	1泊につき5,000円(1契約の定額) (事故発生日から30日以内)
(4)近隣見舞費用保険金	自室から発生した火災によって、近隣の住戸等に損害を与えたとき(家財保険金が支払われた場合)	被災世帯数 × 5万円 (家財保険金の5%を限度)
(5)ドアロック交換費用保険金	住宅戸室内に不法侵入があり、被保険者が住宅のドアロックを交換したとき(警察に被害の届出をしたとき)	同等のドアロックに交換する費用 (3万円を限度)
(6)修理費用保険金 (住宅種類が賃貸のみ対象)	賃貸住宅戸室に偶発的な事故による損害が生じ、貸主との契約に基づき、または緊急的に自己の費用でこれを修理した場合で、被保険者が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負わないとき(死亡事故および単なる外観上の損傷等を除きます。)	実費 (100万円を限度)

(※1)保険の目的物が貴金属、宝玉ならびに書画、彫刻物その他の美術品の場合、1個または1組についての支払限度額は10万円とします。

(※2)運送中とは、保険証券等記載の住宅戸室外に出た時に始まり、転居先の住宅戸室内に入った時までとし、運送業者による運送に付随する一時保管中を含むものとします。

II. 賠償の補償条項 (賠償の補償条項 補償内容変更特約付)

保険金の種類	保険金を支払う場合 (支払事由)	支払う保険金の額
個人賠償保険金	次の偶然な事故に起因して他人の身体に障害または財物に損害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合 ①保険証券等に記載の住宅の所有、使用または管理に起因する事故 ②日本国内での日常生活に起因する事故	次に掲げるものにつき、1事故につき1,000万円を限度として支払います。 (自己負担額5,000円) (1)損害賠償金。ただし、代位取得する物があるときは、その価額を差し引きします。 (2)被保険者が支出した次の費用 ①被保険者が書面にて当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、示談交渉に要した費用、仲裁・和解または調停に要した費用 ②他人に損害賠償を請求する場合の手続費用 ③事故発生時に行った応急手当や護送等の緊急措置費用
借家人賠償保険金 (注)	被保険者の過失による以下の①または②の偶然な事故に起因して保険証券等に記載の賃貸住宅に損害を与えたことによって、被保険者が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合 ①火災、破裂または爆発 ②給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等による水ぬれ	

(注) 住宅種類が「賃貸」の場合に限ります。

7. 保険金を支払わない主な場合 (主な免責事由)

□契約全体に共通する免責事由

- ①保険始期日前に生じていた損害
- ②契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
- ⑥契約者または被保険者が景力団員等の反社会的勢力に該当すると認められる場合、または反社会的勢力と関係を有している場合 (なお、契約締結後にこれらの事実が判明したときには、契約を解除します。)

I. 家財の補償条項

- ①建物や窓などからの、雨・風・ひょう・雪・砂じん等の吹込みまたは漏入 (ただし、建物や窓などの外側の部分が、風災等により破損し、その破損部分である建物や窓などからの内部への吹込みまたは漏入によって生じた損害を除きます。)
- ②保険の目的物が、保険証券等に記載の住宅戸室外にある間に生じた事故 (ただし、保険金を支払う場合「⑦転居先への運送中の事故」の場合を除きます。)
- ③火災等の事故における保険の目的物の紛失または盗難
- ④(保険金を支払う場合「⑦転居先への運送中の事故」のとき) 電話・ノートパソコン等の携帯式電子事務機器、眼鏡・コンタクトレンズ、ラジコン模型、スキー・スノーボード等に生じた損害

II. 賠償の補償条項

(1)個人賠償保険金固有 ①被保険者と被害者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合 ②被保険者の親族および同居する者に対する損害賠償責任 ③被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ④被保険者が借用していた財物に対して負担する損害賠償責任 ⑤航空機、車両、船舶に起因する損害賠償責任	(2)借家人賠償保険金固有 ①被保険者の死亡による損害、被保険者の心神喪失または指図による損害 ②住宅の増改築や取り壊し等の工事による損害 ③住宅のキズや汚れなどの外観上の損傷で、機能に直接関係のない損害 ④住宅を貸主等に引き渡した後に発見された損害
---	---

8. 保険料および払込方法

- ①保険料は一時払となり、補償プランによって異なります。
- ②保険料は、保険始期日の属する月の翌月末 (払込期日/口座振替の場合は翌々月末) までに払い込んでください。
なお、更新契約の場合の払込期日は保険始期日の属する月の月末までとなります。
- ③払込方法は、フレカ払、銀行口座振替またはコンビニ払となります。銀行口座振替またはコンビニ払の場合は、後日、保険証券に同封する銀行口座振替依頼書もしくはコンビニ振込取扱票が到着次第、速やかにお手続きください。

9. 補償プランの変更

補償プランの変更は、保険契約の更新時に行うことができます。

- ①当社は、契約者より、保険満期日の1か月前までに補償プラン変更の申し出を受けた場合、所定の書類をお送りします。
- ②保険満期日の前日までに①の書類が返送され、当社が承諾した場合は、更新契約より新たな補償プランとなります。

10. 保険契約の更新における留意点

- ①当社は、保険満期日の2か月前までに、契約者に対して保険の満期と更新の案内をお送りします。
- ②契約者より、保険満期日の前日までに保険契約を更新しない旨の申し出がない場合、保険契約は更新されます。
なお、当社の判断によって更新契約の引受を行わないことがあります。
- ③更新後の保険契約の補償プランは、更新前の補償プランと同一となります。
- ④更新契約の保険料の払込日は、上記「8.保険料および払込方法」をご確認ください。

11. 契約者配当金

契約者配当金はありません。

12. 解約および解約返戻金

- ①契約者は当社に対して書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。
- ②保険契約を解約した場合、当社所定の割合により未経過期間に対応する保険料を返還することがあります。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の際に特にご注意いただきたい事項（お客様の不利益となる場合など）についてわかりやすく記載したものです。

1. クーリングオフ（お申し込みの撤回）

保険期間が2年、かつ、個人契約の場合、ご契約お申し込み後であっても次のとおりご契約お申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）ができます。（保険期間が1年の契約および法人契約はクーリングオフができません。）

クーリングオフは、ご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば行うことができます。

クーリングオフをご希望の場合は、上記期間内に（郵送の場合、8日以内の消印有効）、郵送または電磁的方法（電子メール）にてお申し出ください。

クーリングオフされた場合には、本契約は成立しなかったものとし、すでにお支払いいただいた保険料は、速やかにお返しいたします。

<申出先>	(1)郵送の場合： 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-261 あんしん少額短期保険株式会社 クーリングオフ係		
	(2)電子メールの場合： info5hc@ansin-ssi.com		
<記載事項>	①クーリングオフする旨の記載	②申出日	
	③ご契約者の氏名（郵送の場合、押印を含む）、住所、連絡先電話番号	④保険種類・証券番号	

2. 告知義務と通知義務

①告知義務

契約者または被保険者には、ご契約時に損害の発生に関する重要な事項（告知事項）につき、事実を正確に申し出ていただく義務（告知義務）があります。その告知いただいた内容が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

②通知義務

ご契約後、次の変更等が生じる場合には、必ず事前に取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできないことや、契約を解除させていただくことがあります。

ア) 契約者の住所変更

イ) 契約者または被保険者本人の死亡

ウ) 保険の目的物となる家財の全部を譲渡または移転すること

エ) 住宅戸室の種類および所在地の変更

3. 補償が開始される日（保険始期日）

保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に始まります。保険期間が始まった後であっても、当社が保険料を領収する前に生じた損害については、保険金を支払いません。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要」に記載されている「7. 保険金を支払わない主な場合（主な免責事由）」をご確認ください。

5. 補償の重複について

補償内容が同様の他の保険契約等（共済を含む）に加入されている場合には、補償が重複することがあります。補償が重複する場合、いずれの契約からも補償されますが、いずれか一方の契約からは保険金が支払われないことがあります。他の保険契約等の内容をご確認のうえ、ご契約ください。

6. 保険料・保険金額の変更

①保険期間中

収支状況が著しく悪化した場合、当社の定めるところにより保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、保険金支払事由が集中して発生し、保険金の支払に支障が生じた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

②保険契約の更新時

保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、当社の定めるところにより更新契約について、保険料の増額または保険金額の減額を行うこと、もしくは更新契約の引受を辞退することがあります。

7. 保険料控除

この商品の保険料は、保険料控除（所得控除）の対象とはなりません。

8. 経営破たん時の取扱い

当社は、少額短期保険会社であるために保険契約者保護機構へ加入しておりません。当社が経営破たんした場合であっても、この保険は同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約には該当しません。

9. 少額短期保険業者について

少額短期保険業者の業務内容については、契約者等の保護の観点から、保険業法等に基づく各種の規制があります。

①保険期間は2年または1年までと定められています。

②保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円、死亡保険は300万円、損害保険は1,000万円までと定められています。

③1被保険者についてお引き受けできるすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円となります。ただし、事故発生率の低い賠償保険については別枠で1,000万円が上限となります。

④1契約者についてお引き受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②③のそれぞれの限度額の100倍が上限となります。

⑤商品によって、当社の他の保険契約に重複してご加入いただくことはできません。

10. 保険契約の更新における留意点

「契約概要」に記載されている「10. 保険契約の更新における留意点」をご確認ください。

11. 苦情のお申し出先及び相談窓口

苦情のお申し出やご相談についてはあんしん少額短期保険株式会社お客様相談室までご連絡下さい。

苦情や相談に関するお問い合わせ窓口

あんしん少額短期保険株式会社 苦情相談の専用フリーダイヤル
0120-555-061 受付時間 9:00 ~ 17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

12. 指定紛争解決機関について

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8-2F
TEL. 0120-82-1144 FAX. 03-3297-0755
受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00
受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

13. 支払時情報交換制度

当社は、（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、（社）日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

個人情報の取扱い

よりよいサービスの提供を目指して、お客様からお預かりする個人情報については細心の注意をはらって適切にお取扱いするとともに、安全性・正確性・機密性の確保に最大限努めます。

お客様の個人情報の利用目的について

当社は、本契約に関するお客様の個人情報を次の目的のために必要な範囲内で取得・利用いたします。なお、本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先および提携事業者に提供することがあります。

- ①各種保険契約の引受・契約の維持管理、保険金・給付金の支払
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内及びその提供
- ③当社業務に関する情報提供・商品・サービスの充実
- ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- ⑤その他の保険に関連・付随する業務

個人情報保護宣言

当社は、個人情報のお取扱いについて、個人情報保護宣言を定め、お客様の個人情報を適切にお取扱いするとともに、安全性・正確性・機密性の確保に最大限努めます。なお、個人情報保護宣言については、当社のホームページ（<http://www.an-sin-ssi.com>）をご覧ください。また、個人情報の開示・訂正等に関するご請求や当社の個人情報のお取扱いに関するお問合せは以下の窓口にて承ります。

個人情報に関するお問合せ窓口

あんしん少額短期保険株式会社 個人情報の専用フリーダイヤル
0120-600-580 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

あんしん少額短期保険株式会社

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-7

お問い合わせ先：0120-556-875（受付時間 午前9:00～午後5:00）

（土・日・祝日・年末年始を除く）